

島根県電子調達システム（資格申請システム）による
建設工事入札参加資格申請の手引き
（個別編）

【令和7・8年度定期審査用】

令和6年10月版

川本町

【お問い合わせ先】

川本町への申請内容、提出書類に関すること	〒696-8501 邑智郡川本町大字川本271-3 川本町総務財政課 電話：0855-72-0631
島根県電子調達共同利用システムの操作方法に関すること	電子調達システムヘルプデスク 島根県庁内 電話：0852-25-6701

目 次

はじめに	3
1 申請について	4
2 資格申請システムについて	5
3 申請の流れ	5
4 申請資格について	6
5 川本町に申請できる工事の種別について	8
6 申請にあたっての注意事項	10
7 提出書類について	11

はじめに

令和7年4月から令和9年3月までの期間に川本町が発注する建設工事の入札に参加を希望される方は、入札参加資格審査の申請手続きを行う必要があります。

随意契約を行う場合の見積事業者の選定についても、この資格申請に基づき認定を受けた入札参加資格者（以下「有資格者」という）の中から行います。

申請手続きは、今回から、島根県と県内市町（以下「システム参加自治体」）が共同で利用する「島根県電子調達共同利用システム」の「資格申請システム」での電子申請となり、島根県及び県内市町へ申請することができます。（参加していない市町がありますのでご注意ください。）

申請にあたっては、この手引きのほか次の手引きもご確認ください。

○共通審査の必要事項に関する手引き

島根県電子調達システム（資格申請システム）による建設工事入札参加資格申請の手引き（共通編）【令和7・8年度定期審査用】

島根県電子調達システム（資格申請システム）による測量、建設コンサルタント業務等入札参加資格申請の手引き（共通編）【令和7・8年度定期審査用】

○個別審査の必要事項に関する手引き

島根県電子調達システム（資格申請システム）による測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格申請の手引き（個別編）【令和7・8年度定期審査用】

○システム操作方法及び入力内容に関する手引き

島根県電子調達システム資格申請システム操作マニュアルー受注者編ー

1. 申請について

(1) 申請方法

島根県電子調達共同利用システムの「資格申請システム」を利用した電子申請とします。
インターネットから申請を行い、必要書類を郵送してください。

(2) 申請者

申請は法人（個人）単位とし、同じ会社の支店や営業所が別々に申請することはできません。資格有効期間中を通じて、入札や契約事務の権限を営業所等に委任する場合は、委任状を提出してください。

(3) 定期審査の受付期間

令和6年11月1日（金）から

①令和6年12月16日（月）まで又は②令和7年1月16日（木）まで

【※切日について】

令和6年1月～9月に経営事項審査を受ける企業は①の期日を申請期間最終日とします。

令和6年10月～12月に経営事項審査を受ける企業は②の期日を申請期間最終日とします。

※申請日（の基準日）は令和6年11月1日とします。

※システム稼働時間は、上記期間内の自治体開庁日8時～23時のみとなります。したがって、土日・祝日・12月29日から1月3日までの間はシステムが稼働しません。

※受付期間内に資格申請システムによる申請を完了し、共通審査用書類と川本町独自の個別審査用書類の提出を完了する必要があります（消印有効）。

(4) 定期審査の審査結果

結果通知：令和7年3月中旬（予定）

電子メールで通知します。書面による通知は行いません。

(5) 資格の有効期間

令和7年4月1日（予定）から令和9年3月31日まで（2年間）

(6) 随時審査

定期審査後に、未申請者等の随時審査を受け付けます。

①受付期間及び有資格者名簿登載日

受付期間：令和7年4月1日から令和9年2月15日まで

有資格者名簿登載日：毎月10日（毎年1月及び令和9年2月は15日までの申請書類
受付について翌月1日から登載

②提出書類

定期審査と同じ

③有効期間

名簿登載日から令和9年3月31日まで

2. 資格申請システムについて

★資格申請システム（入口）【島根県電子調達共同利用システムポータルサイト】

<https://choutatsuweb.pref.shimane.lg.jp/portal/>

(1) 資格申請システムから申請できる自治体

資格申請システムは、システム参加自治体が共同で利用しています。そのため、川本町のほかにも申請先を選択することで、一括してシステム参加自治体へ申し込みを行うことができます。

(2) 資格審査及び書類の提出

申請された内容は、システム参加自治体が共同で審査します。申し込まれた自治体が共通して必要とする情報と、自治体によって求める内容が異なる情報を、「共通審査」と「個別審査」とに分けて行います。そのため、川本町にのみ申請をする場合であっても、手引きでは、共通審査や個別審査という扱いとしています。

また、郵送で提出する書類についても、同様の理由から、郵送先が共通審査自治体と個別審査自治体とに分かれます。

川本町以外の自治体にも一括して電子申請する場合、どこが共通審査自治体に該当するかは、資格申請システムの手引き（共通編）で確認してください。

3. 申請の流れ

(1) 予備登録

①予備登録画面

会社名、住所、代表者氏名、電話番号、メールアドレス等の基本情報を入力します。

②IDとパスワードの入力・登録

登録したメールアドレス宛てに資格申請システムからメールが送信されます。

(2) 本登録

①申請データの入力・登録

メールで送付されたIDとパスワードを使用し、申請に必要な項目を入力します。

登録が完了すると、システムから「申請受付確認メール」が送信されます。

(3) 書類の送付

書類は、次の2種類に分かれます。

① 共通審査用書類

共通審査自治体宛に提出

② 個別審査用書類

川本町宛に提出

(4) 審査

共通審査、個別審査の順に行います。

① 共通審査

共通審査自治体を実施し、共通審査完了後に「受理完了メール」が送信されます。

② 個別審査

川本町が実施します。

(5) 認定通知

個別審査完了後に「認証完了メール」が送信されます。

通知時期については、川本町に申請があった全社の審査が完了した後になります。

書面による通知は行いません。

4. 申請資格について

(1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しないこと。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

また、次の各号に掲げる要件を満たす者であることが審査により確認できなければ、入札参加資格申請を認定することができません。

① 申請しようとする業種（プレストレストコンクリート工事は土木一式工事に、法面処理工事はとび・土工・コンクリート工事に、鋼橋上部工事は鋼構造物工事に含まれます。）について、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項に基づく許可を受けている者。

② 令和7年1月1日時点で有効な経営事項審査の結果通知を受けている者。

③ 川本町の町税の滞納がない者。

④ 消費税及び地方消費税の滞納がない者。

【地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）抜粋】

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利用を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

なお、申請資格に関する重要な事実について虚偽申請を行った者（過去に虚偽申請を行ったことが確認できた者）については、認定後であっても入札参加資格を取り消します。

5. 川本町に申請できる工事の種別について

川本町建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱（平成14年3月15日告示第5号）の規定に基づき、入札参加資格の認定は、建設業許可の許可業種（建設工事の種類）毎に行い、当該認定により競争入札に参加することができる工事種別は、以下の表のとおりとなるため、許可業種（建設工事の種類）と川本町が定める発注工事種別の組み合わせ毎に、入札参加資格を希望することとなります。建設業許可及び経営事項審査を受けていない許可業種（建設工事の種類）については希望することはできません。

希望の有無は、資格申請システムの「個別情報画面」の入力内容により判定しますので、入力の際には、『島根県電子調達システム資格申請システム操作マニュアルー受注者編ー』を確認のうえ慎重に行ってください。

【許可業種（建設工事の種類）と川本町が定める発注工事種別の組み合わせ】

認定を受けた建設工事の種類	工事種別
土木一式工事（土）	一般土木工事 プレストレストコンクリート 河川工事 維持修繕工事 グラウト工事 法面処理工事
建築一式工事（建）	一般建築工事 内装工事
大工工事（大）	一般建築工事
左官工事（左）	一般建築工事
とび・土工・コンクリート工事（と）	一般土木工事 法面処理工事 維持修繕工事 グラウト工事 一般建築工事 鋼橋上部工事 プレストレストコンクリート
石工事（石）	一般土木工事 一般建築工事 維持修繕工事
屋根工事（屋）	一般建築工事

認定を受けた建設工事の種類	工事種別
電気工事（電）	維持修繕工事 電気工事 通信設備工事
管工事（管）	冷暖房衛生設備工事 管工事
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	一般建築工事 一般土木工事 維持修繕工事
鋼構造物工事（鋼）	一般土木工事 鋼橋上部工事 機械設備工事 維持修繕工事 一般建築工事 通信設備工事
鉄筋工事（筋）	一般建築工事
舗装工事（舗）	舗装工事 維持修繕工事
しゅんせつ工事（しゅ）	河川工事
板金工事（板）	一般建築工事
ガラス工事（ガ）	一般建築工事 内装工事
塗装工事（塗）	塗装工事 維持修繕工事 内装工事
防水工事（防）	一般建築工事 法面処理工事 維持修繕工事 内装工事
内装仕上工事（内）	一般建築工事
機械器具設置工事（機）	機械設備工事 維持修繕工事
熱絶縁工事（絶）	冷暖房衛生設備工事 管工事
電気通信工事（通）	通信設備工事 電気工事

認定を受けた建設工事の種類	工事種別
造園工事（園）	造園工事
さく井工事（井）	さく井工事
建具工事（具）	一般建築工事 内装工事
水道施設工事（水）	管工事 一般土木工事 冷暖房衛生設備工事
消防施設工事（消）	冷暖房衛生設備工事 電気工事 管工事
清掃施設工事（清）	一般建築工事 管工事
解体工事（解）	一般土木工事 一般建築工事

6. 申請にあたっての注意事項

- (1) 入札参加資格申請には、ICカード及びICカードリーダーは不要です。電子入札を行う際には必要となります。
- (2) 申請された後、申請内容について資格審査を行い、資格を有すると認められた場合に、川本町の有資格業者として登録します。なお、必要書類が期日までに到着していない場合は、資格審査の対象となりませんので、余裕をもって申請してください。
- (3) 申請及び添付書類等に虚偽の事項を記載した場合は、資格を取り消すことがあります。
- (4) 資格申請システムによる登録が困難で、かつ、川本町にのみ申請する場合に限って、書面による申請を認める場合がありますので、あらかじめご相談ください。

7. 提出書類について

(1) 共通審査用書類

提出書類	手引き（共通編）をご確認ください。
提出先	共通審査自治体 ※どの自治体が共通審査自治体となるかは手引き（共通編）をご確認ください。
注意事項	複数の自治体に対して申請手続きする場合であっても、共通審査自治体のみに1部を郵送してください。

(2) 個別審査用書類

提出書類	①個別添付書類送付票【システムから出力】 ②申請者側の入力内容確認画面を印刷したもの【システムから出力】 ③経営事項審査結果通知書【写し可】 ④財務諸表（1ヶ年分） 法人の場合：申請日直前の営業年度の決算報告書 個人の場合：申請日直前の営業年度の青色申告決算書 ⑤直近の納税証明書（国・県・町）【写し可】※1 ⑥社会保険納入証明書（加入義務のある事業所のみ）【写し可】※2 ⑦委任状（支店等に委任する場合）
注意事項	⑦については、ホームページ掲載の様式集をご活用ください。必ずしもこの様式を使用しなければならないというわけではないので、すでに同様の資料を作成している場合には、再度作成し直していただく必要はありません。
提出先	川本町 総務財政課 〒696-8501 邑智郡川本町大字川本271-3

※1【国税】法人 その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について、未納税額のない証明用

個人 その3の2「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」について、未納税額のない証明用

【県税】本社管轄の都道府県で未納税額のない証明

【町税】町内に事業所のある場合は提出してください。

※2 社会保険納入証明書

社会保険適用事業所は、本社管轄の日本年金機構年金事務所で発行された「社会保険料納入証明書」を提出してください。なお、確認の対象期間は直近2年間とし、社会保

険料加入期間が2年未満の場合は、加入から申請までの期間とします。証明書は入札参加資格申請の3か月前までに発行されたものを提出してください。

健保組合、共済組合等に加入の事業者は、独自様式の証明で受付可としますので、当該組合等に未納がないことが確認された証明書を提出してください。また、「社会保険料納入証明書」に代えて「社会保険料納入確認書」等、健康保険および厚生年金の納付状況が証明できる書類でも受付可とします。

(3) 提出方法

- ・用紙サイズ：A4サイズ（クリアファイル又はクリップ止め）
- ・封筒の表に、朱書きで「資格審査申請書類在中」と明記してください。
- ・郵送の場合は、申請期間最終日の消印があるものを有効とし、それ以外の場合（宅配便等）は、申請期間最終日の17時までに到着したものを有効とします。